

野焼きは法律で禁止されています！

野焼きによる煙や臭いに苦情が多数寄せられています。
ごみは野焼きせずに適正に処理しましょう！

野焼きをすると・・・

- ① 煙や臭いをご近所の家に入ります
- ② 車や洗濯物に灰や臭いが付く
- ③ 飛び火して火災の原因となる
- ④ ぜんそくが悪化する等、健康上の被害がある
- ⑤ 燃やすものによってはダイオキシンが発生するなど、周囲に大変な迷惑がかかります！



野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、違反すると**5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はその両方**が科せられることがあります！

野焼き禁止の例外となる事例

- ① 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ② どんど焼き等、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ③ 農業や林業等を営むためのやむを得ない廃棄物の焼却
- ④ たき火の一過性の廃棄物の焼却であって軽微なもの

※ビニールやゴムの焼却は量にかかわらず禁止されています！

※例外となる焼却でも、煙や臭いで苦情があった場合は、即刻中止してください！

お問合せ先： 榛東村役場 住民生活課 環境衛生係

TEL：0279-26-2494 FAX：0279-54-8225